

令和4年度答申第9号  
令和4年5月27日

諮問番号 令和4年度諮問第11号（令和4年5月9日諮問）  
審査庁 厚生労働大臣  
事件名 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求却下処分に関する件

## 答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

## 結 論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

## 理 由

### 第1 事案の概要

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が、父のA（以下「父A」という。）は公務中の傷病により死亡したと主張して、B知事（以下「処分庁」という。）に対し、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭和40年法律第100号。以下「特別弔慰金支給法」という。）3条本文の規定に基づき、父Aに係る特別弔慰金の請求（以下「本件請求」という。）をしたところ、処分庁が、父Aは軍人としての公務又は勤務に関連した傷病に起因して死亡したとは認められないとして、本件請求を却下する処分（以下「本件却下処分」という。）をしたことから、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

#### 1 関係する法令の定め

- (1) 特別弔慰金支給法3条本文は、戦没者等の遺族には、特別弔慰金を支給すると規定している。
- (2) 特別弔慰金支給法2条1項本文は、この法律において「戦没者等の遺族」

とは、死亡した者の死亡に関し、令和2年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和27年法律第127号。以下「遺族援護法」という。）による弔慰金（以下「弔慰金」という。）を受ける権利を取得した者をいうと規定しているが、同項ただし書は、同項本文に規定する者から、当該死亡した者の死亡の当時における配偶者で、次の各号のいずれかに該当するものを除くと規定し、同項2号には、弔慰金を受ける権利を取得した後、令和2年4月1日より前に、遺族援護法35条1項に規定する遺族以外の者と婚姻をした配偶者（当該死亡した者と同じ氏を称していた配偶者で、その氏を改めないで法律上の婚姻をしたものを除く。）が掲げられている。

- (3) 特別弔慰金支給法2条3項は、弔慰金を受ける権利を取得した者が次の各号のいずれかに該当する場合において、令和2年4月1日に当該死亡した者の子があるときは、当該死亡した者の子は、同条1項の規定の適用については、弔慰金を受ける権利を取得した者とみなすと規定し、同条3項2号には、配偶者について同条1項各号のいずれかに該当するときに掲げられている。
- (4) 遺族援護法34条1項は、昭和12年7月7日以後における在職期間内に公務上負傷し、又は疾病にかかり、これにより昭和16年12月8日以後において死亡した軍人軍属又は軍人軍属であつた者の遺族には、弔慰のため、弔慰金を支給すると規定し、同条2項は、前項の規定の適用については、軍人軍属の在職期間内の勤務に関連する負傷又は疾病で公務上の負傷又は疾病でないものは、公務上の負傷又は疾病とみなすと規定している。

## 2 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は、以下のとおりである。

- (1) 父Aは、大正元年a月b日に出生し、次のとおり、軍人（戦車兵）として陸軍に在職した。
- ア 昭和8年1月20日に現役兵として歩兵C連隊D中隊に入営した後、戦車E大隊F中隊に編入され、昭和10年3月31日に満期除隊となった。
- イ 昭和12年10月18日に臨時召集により戦車G連隊に応召し、昭和15年4月16日に召集解除となった。
- ウ 昭和16年7月29日に臨時召集により騎兵H連隊補充隊に応召した後、I連隊補充隊J中隊付きとなり、昭和17年6月9日に召集解除となった。

その後、父Aは、昭和19年c月24日、K（以下「母K」という。）と婚姻をし、同月d日、両者の長女として審査請求人が出生した。父Aは、昭和21年10月17日にL地で死亡した。

母Kは、昭和23年1月13日、父Aの死亡により婚姻前の氏に復する旨の届出をした。母Kは、昭和25年9月11日、Mと夫の氏を称する婚姻をし、平成30年8月14日に死亡した。

（兵籍簿、除籍謄本（戸主：N）、戸籍全部事項証明書（X）、除籍全部事項証明書（M）、戸籍抄本（戸主：O））

(2) 審査請求人は、令和2年4月9日、住所地のPを経由して、処分庁に対し、特別弔慰金支給法3条本文の規定に基づき、父Aに係る特別弔慰金の請求（本件請求）をした。

（戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求書）

(3) 処分庁は、令和3年3月3日付けで、審査請求人に対し、「A様は、戦傷病者戦没者遺族等援護法に規定する公務又は勤務に関連した傷病に起因して死亡した者とは認められません。したがって、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法第2条に規定する要件を満たしていないため、あなたは第十一回特別弔慰金を受ける権利を有しません」との理由を付して、本件請求を却下する処分（本件却下処分）をした。

（却下通知書）

(4) 審査請求人は、令和3年5月13日、処分庁を経由して、審査庁に対し、本件却下処分を不服として本件審査請求をした。

（審査請求書）

(5) 審査庁は、令和4年5月9日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして本件諮問をした。

（諮問書、諮問説明書）

### 3 審査請求人の主張の要旨

父Aは、戦争から帰ってきたときに、既に死んだ状態（動けない状態）であったにもかかわらず、その死亡が戦病死と認められない点に不服があるため、本件却下処分の取消しを求める。

## 第2 諮問に係る審査庁の判断

1 本件請求が認められるためには、父Aが軍人としての在職期間内に公務上又は勤務に関連して負傷し、又は疾病にかかり、これにより死亡したものと認められることが必要である。

2 審査請求人は、過去に、父Aの死亡に関し、遺族援護法による弔慰金等の請求（以下「過去請求」という。）をしているが、過去請求は、「A殿は肺浸潤により死亡されましたが、これは在職中の公務に起因し、若くは事変又は戦争勤務に関連するものではなく、退職後の罹病によるものと認められます」との理由で、昭和36年10月21日付けで却下処分となっている。この却下処分に対し、審査請求人は、異議の申立てをしていない。

過去請求において審査請求人が提出した資料及び処分庁が作成した資料によれば、父Aは、昭和21年5月に発病した肺浸潤により同年10月17日に死亡したことを確認することができる（死亡診断書）から、その死因である肺浸潤を発病した時期は、父Aが陸軍を退職した昭和17年6月9日よりも後である。

なお、過去請求においては、処分庁から父Aの兵籍簿が提出されていないが、処分庁が作成した父Aに係る戦没者調査票には、当該兵籍簿から記載したとする内容として、父Aは、昭和8年から昭和10年まで、昭和12年から昭和15年まで及び昭和16年から昭和17年6月9日まで陸軍軍人として在職したことが記載されているが、受傷発病、入院等の記載はなく、父Aが肺浸潤を発病した時期を確認することはできない。

本件請求においては、審査請求人から新たな資料は提出されていないが、処分庁から父Aの兵籍簿が提出されているところ、当該兵籍簿には、父Aは、昭和12年10月18日に臨時召集されたが、昭和14年10月20日にQ陸軍病院に入院し、昭和15年1月28日にR陸軍病院に転送され、同年4月12日に治療退院して、同月16日に召集解除となり、昭和16年7月29日に臨時召集され、昭和17年6月9日に召集解除となったと記載されている。このように、当該兵籍簿には、父Aが陸軍軍人として在職し、その在職中に陸軍病院に入退院したことは記載されているが、入院の理由や受傷発病の記載はない。そして、本件審査請求における他の資料を確認しても、父Aの受傷発病について記載した資料は見当たらない。したがって、父Aの軍人としての在職とその死因である肺浸潤との関連は確認することができない。

また、審査請求人は、過去請求及び本件請求において、父Aが軍人としての在職期間内に肺浸潤を発病したことを主張しておらず、また、その事実を確認することができる資料を提出していない。

3 審査請求人は、過去請求において、「医師の診断を受けた所肺浸潤と診断され病状が急に悪化したのは軍隊に服務当時25米以上もある崖から転落し

胸及び背部を強打していたからだと云われました。」と主張し、本件請求においても、「現場で事故にあいケガをして家に帰ってきた時は、もう死んだ状態でした（うごけない状態）」と主張しているが、これらの主張内容を確認することができる資料はない。

また、審査請求人は、過去請求において、昭和17年3月頃から同年7月までの状況について、「復員後も身体が悪くS地の療養所で療養していた様で有る。」と主張している。父Aの兵籍簿によれば、父Aは、昭和15年4月16日に召集解除となった後、昭和16年7月29日に臨時召集により再度軍務に服しており、その後、昭和17年6月9日に召集解除となったことは確認することができるが、審査請求人の上記主張を確認することができる資料はない。

その他、処分庁保管の資料及び審査庁保管の資料を確認したが、父Aが軍人としての在職期間内に肺浸潤を発病したこと及び肺浸潤が在職中から継続していたことを確認することができる資料はない。

- 4 以上によれば、本件請求において審査請求人から新たに資料は提出されておらず、過去請求において審査請求人から提出された資料、処分庁保管の資料及び審査庁保管の資料を確認しても、父Aが軍人としての在職期間内に公務上又は勤務に関連して負傷し、又は疾病にかかり、これにより死亡したとは認められないから、審査請求人は、特別弔慰金の支給を受ける権利を有していない。
- 5 したがって、本件却下処分は適正であり、本件審査請求は理由がないから棄却すべきである。

なお、審理員意見書も、以上と同旨の理由を述べた上で、本件却下処分に違法又は不当な点はなく、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとしている。

### 第3 当審査会の判断

- 1 本件諮問に至るまでの一連の手續について  
本件審査請求から本件諮問に至るまでの一連の手續について、特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。
- 2 本件却下処分の違法性又は不当性について
  - (1) 父Aの死亡の当時における配偶者であった母Kは、父Aの死亡後に婚姻前の氏に復し、父Aの遺族以外の者と氏を改める婚姻をしている（上記第1の2の(1)）から、父Aの子である審査請求人は、特別弔慰金支給法2条

3項の規定により、父Aに係る弔慰金を受ける権利を取得したものとみなされ、父Aに係る特別弔慰金の請求をすることができる「戦没者の遺族」に該当する。

したがって、本件では、父Aが軍人としての在職期間内に公務上又は勤務に関連して負傷し、又は疾病にかかり、これにより死亡したかが問題となっている。

- (2) 父Aの兵籍簿によれば、父Aは、3度にわたり、軍人（戦車兵）として陸軍に在職しているが、その在職期間は、1度目が昭和8年1月20日から昭和10年3月31日まで、2度目が昭和12年10月18日から昭和15年4月16日まで、3度目が昭和16年7月29日から昭和17年6月9日までである（上記第1の2の(1)）。そして、当該兵籍簿には、上記2度目の在職期間内に、父Aが陸軍病院に入退院したとの記載（具体的には、昭和14年10月20日にQ陸軍病院に入院し、昭和15年1月28日にR陸軍病院に転院して、同年4月12日に治療退院したとの記載）がされているが、その入院の原因となった傷病名の記載はなく、また、上記3度目の在職期間内については、父Aが入退院したとの記載はされていない。

父Aは、昭和21年10月17日にL地で死亡している（上記第1の2の(1)）が、その死亡届に添付の死亡診断書によれば、死亡の種類は「病死」、死亡の原因（直接死因）は「肺浸潤」、肺浸潤の原因は「結核菌ノ感染」、肺浸潤の発病年月日は「昭和21年5月 日不詳」とされている。

そうすると、父Aは、上記のとおり、昭和17年6月9日に陸軍における3度目の勤務を終了しているから、その約4年後に肺浸潤を発病して死亡したということになるが、この間に、父Aは、母Kと婚姻をし（上記第1の2の(1)）、T税務署やU社で勤務している（在郷間に於ける就業状況並びに症状経過に関する家族の申立書。なお、父Aの死亡届によれば、死亡当時の職業及び発病当時の職業は、いずれもU'社の社員（会計係）と届けられている。）。

そして、父Aの戦死公報及び父Aに係る戦没者調査票には、父Aの死亡区分が「在郷死」と記載されているが、「在郷死」とは、「復員后死亡したもの」をいうとされている（昭和26年8月20日付け一復復第96号引揚援護庁復員局長通知「昭和26年度後期における「旧陸軍関係死亡軍人軍属の資料整理業務」について」の別冊「戦没者調査票及び同索引の整

備要領」の別紙第1（戦没者調査票）の「調査票調製上の注意」の6参照）。

以上によれば、父Aの死亡が軍人としての在職期間内における傷病を原因とするものであるとは認めることができないし、一件記録を精査しても、父Aが軍人としての在職期間内に肺浸潤を発病したことを確認することができる資料は見当たらない。

したがって、父Aの死亡が戦病死であるとする審査請求人の主張（上記第1の3）は、採用することができない。

- (3) 上記(2)で検討したところによれば、父Aが軍人としての在職期間内に公務上又は勤務に関連して負傷し、又は疾病にかかり、これにより死亡したとは認めることができないから、本件却下処分が違法又は不当であるとはいえない。

### 3 まとめ

以上によれば、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第1部会

委	員	原			優
委	員	野	口	貴	公 美
委	員	村	田	珠	美